

不正競争防止法平成30年改正の概要 (限定提供データ、技術的制限手段等)

経済産業省
知的財産政策室

1-1. 改正の背景

- 「Connected Industries」を実現するためには、付加価値の源泉となる「データ」の利活用を活発化することが必要。
- そのため、データ提供への動機付け、契約の高度化支援、安心してデータを取引できる環境整備、関連技術の研究開発、人材育成など、各般にわたる施策を一体的に推進。

データの共有・利活用

- データ活用事業者の認定制度の創設、税制等による支援
- リアルデータをもつ大手・中堅企業とAIベンチャーとの連携によるAIシステム開発支援
- 自動走行、ヘルスケア等の実証事業を通じたモデル創出・ルール整備
- 「データ契約ガイドライン」の改訂
- 安心してデータの提供・利用ができる環境の整備（不正競争防止法改正）

日本の強みである「リアルデータ」を核に、支援を強化

データ活用に向けた基盤整備
＜研究開発、人材育成、サイバーセキュリティ＞

さらなる展開
＜国際、ベンチャー、地域・中小企業＞

- ◆ 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会 報告書（抄）（平成29年3月）
 - 利用を拒否することができる排他的な権利として物権的な権利を設定することについて、現時点では望ましいとは言えない。
 - 価値あるデータの保有者及び利用者が、安心してデータを提供しかつ利用できる公正な競争秩序を確保するため、新たな不正競争行為の対象となる行為や保護対象となるデータについて、先端ビジネスや事業に及ぼす影響に留意しつつ、産業の実態を踏まえ、具体的に検討を進めることが適当。
- ◆ 「未来投資戦略2017」（抄）（平成29年6月9日閣議決定）
 - 安心してデータをやり取りでき、データの創出・収集・分析・管理などに対しての開発等の投資に見合った適正な対価を得られる環境を整備するため、データの不正取得の禁止など不正競争防止法の改正も視野に検討する。

1 - 2. 改正に向けた検討経緯

- 平成28年12月より、産業構造審議会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」及び「不正競争防止小委員会」において、合計15回の審議を行い、平成30年1月19日に中間報告を策定・公表。
- 第196回国会にて、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年5月30日に公布。

【検討経緯】

- 平成28年12月～5月
営業秘密の保護・活用に関する小委員会
(委員長：岡村久道)にて検討(計6回)
- 平成29年7月～平成30年1月
不正競争防止小委員会にて検討を重ね(計9回)
パブリックコメント(平成29年11月24日～12月24日)
を踏まえ、平成30年1月19日に中間報告を策定・公表
- 平成29年12月～
制度の詳細を実務的に明確化するため「不正競争防止に関するガイドライン素案策定WG」を立ち上げ
- 平成30年5月23日
第196回国会にて、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が可決・成立
- 平成30年5月30日
「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が公布

【不正競争防止小委員会 委員】(敬称略)

岡村 久道	京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士(委員長)
相澤 英孝	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
池村 治	日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会委員 味の素株式会社 理事 知的財産部長
大水 眞己	日本知的財産協会 常務理事 富士通株式会社 法務・コンプライアンス・知的財産本部 本部長代理
久貝 卓	日本商工会議所 常務理事
河野 智子	ソニー株式会社 スタンド&パートナーシップ部 著作権政策室 著作権政策担当部長
近藤 健治	トヨタ自動車株式会社 知的財産部長
末吉 亘	潮見坂綜合法律事務所 弁護士
杉村 純子	日本弁理士会 第4次産業革命対応ワーキンググループ 座長 プロメテ国際特許事務所 代表弁理士
田村 善之	北海道大学大学院 法学研究科 教授
長澤 健一	キヤノン株式会社 常務執行役員 知的財産法務本部長
野口 祐子	グーグル合同会社 執行役員 法務部長、弁護士
林 いつみ	桜坂法律事務所 弁護士
春田 雄一	日本労働組合総連合会 経済政策局長
水越 尚子	エンデバー法律事務所 弁護士
宮島 香澄	日本テレビ 報道局解説委員
矢口 俊哉	東京地方裁判所 判事

2 - 1. 改正の全体像

- 不正競争防止法は、事業者間の適正な競争を促進するため、「不正競争行為」に対する救済措置として、民事措置（差止請求権、損害賠償額の推定等）や刑事措置を定める法律。
- 平成30年改正は、①限定提供データの不正取得・使用等に対する民事措置の創設をするとともに、②技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化、③証拠収集手続の強化を行うもの。

【改正事項】

- ① 「限定提供データ」の不正取得・使用等に対する民事措置の創設【新規】
(第2条第1項第11号～16号、第2条第7項、第19条第1項第8号)

ID・パスワード等により管理しつつ、相手方を限定して提供するデータを不正に取得・使用・提供する行為を、新たに「不正競争行為」に位置づけ、これに対する民事上の救済措置（差止請求権等）を設ける。

- ② 「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律の強化【改正】
(第2条第1項第17号・18号、第2条第8項、第19条第1項第9号)

いわゆる「プロテクト破り」(技術的制限手段の効果を妨げる行為)を助長する不正競争行為の範囲を、プロテクトを破る機器の提供だけでなく、代行サービスの提供等に拡大。

- ③ 証拠収集手続の強化【改正】 (第7条)

特許法等と同様に、裁判所が書類提出命令を出すに際して非公開（インカメラ）で書類の必要性を判断できる手続を創設するとともに、技術専門家（専門委員）がインカメラ手続に関与できるようにする。

2-2. 不正競争防止法の体系 (法律の全体構成)

法律の目的 (第1条)

不正競争の定義 (第2条)

国際約束に基づく禁止行為

① 周知な商品等表示の混同惹起 (1号)

② 著名な商品等表示の冒用 (2号)

③ 他人の商品形態を模倣した商品の提供 (3号)

④ 営業秘密の侵害 (4号、10号)

⑤ 限定提供データの不正取得等 (11号、16号)

⑥ 技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供 (17号、18号)

⑦ ドメイン名の不正取得等 (19号)

⑧ 商品・サービスの原産地、品質等の誤認惹起表示 (20号)

⑨ 信用毀損行為 (21号)

⑩ 代理人等の商標冒用 (22号)

1 外国国旗、紋章等の不正使用 (16条)

2 国際機関の標章の不正使用 (17条)

3 外国公務員等への贈賄 (18条)

民事措置と刑事措置あり (①②③④⑥⑧)

民事措置のみ (⑤⑦⑨⑩)

刑事的措置のみ

措置の内容

民事的措置

- 差止請求権 (3条)
- 損害賠償請求権 (4条)
- 損害額・不正使用の推定等 (5条等)
- 書類提出命令 (7条)
- 営業秘密の民事訴訟上の保護 (10条等)
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置 (14条)

刑事的措置 (刑事罰)

- 不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。
- 罰則 (21条)
 - ・ 営業秘密侵害罪：10年以下の懲役又は2000万円以下（海外使用等は3000万円以下）の罰金
 - ・ その他：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
 - 法人両罰 (22条)
 - ・ 営業秘密侵害罪の一部：5億円（海外使用等は10億円）以下
 - ・ その他：3億円以下
 - 国外での行為に対する処罰 (21条6項・7項・8項)
(営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪)
 - 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収 (21条10項等)

刑事訴訟手続の特例 (第23条～第31条)

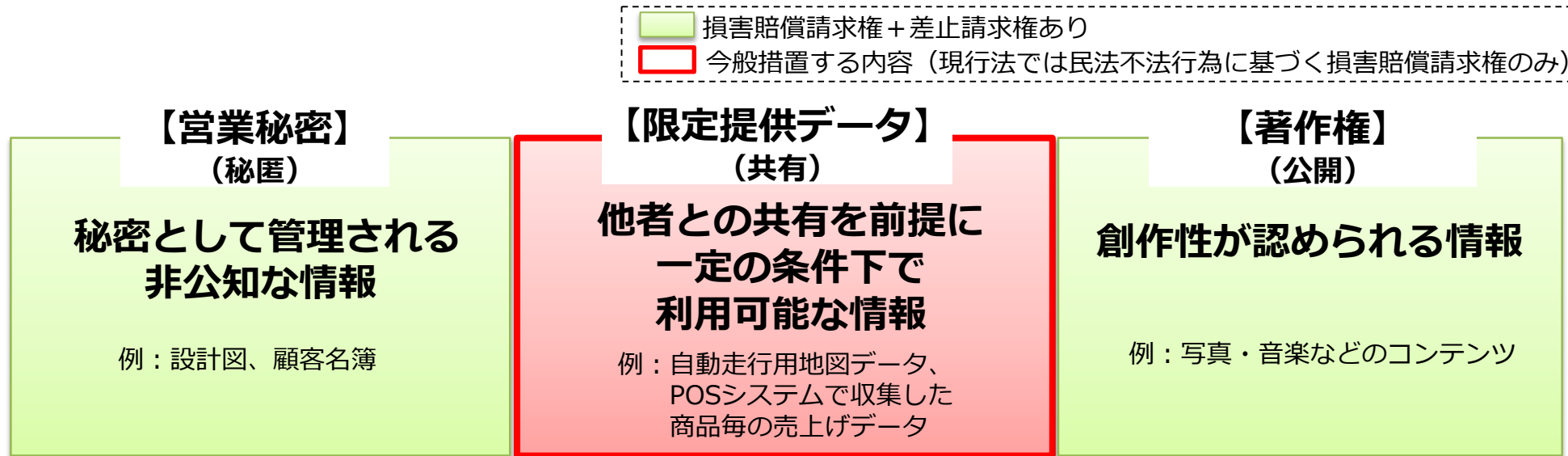
営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例 (営業秘密の内容の言換え、公判期日外での尋問等)

没収に関する手続等 (第32条～第40条)

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る国際共助手続等

3 - 1. 価値あるデータの流通環境整備に向けた対応の考え方

- データは複製・提供が容易。不正な流通が生ずると被害は急速かつ広範囲に拡大するおそれ。
- 価値のあるデータであっても、①著作権法の対象とはならない、又は、②他者との共有を前提とし「営業秘密」には該当しない場合、その不正流通を差し止めることは困難。



➡ 価値あるデータのうち、一定の要件を満たしたデータを「限定提供データ」とし、悪質性の高いデータの不正取得・使用等を不正競争防止法に基づく「不正競争行為」と位置づけることにより、救済措置として差止請求権等を設ける。

【第2条第7項（定義）】

この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）をいう。

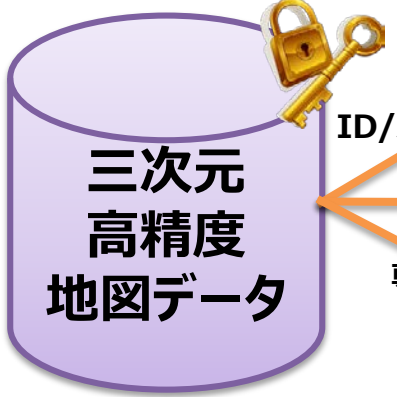
3-2. 「限定提供データ」のイメージ

● 主として、企業間で複数者に提供や共有されることで、新たな事業の創出につながったり、サービスや製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータ。

収集・分析・加工



- ・道路形状計測データ
- ・車線情報データ
- ・構造物情報データ 等



三次元
高精度
地図データ

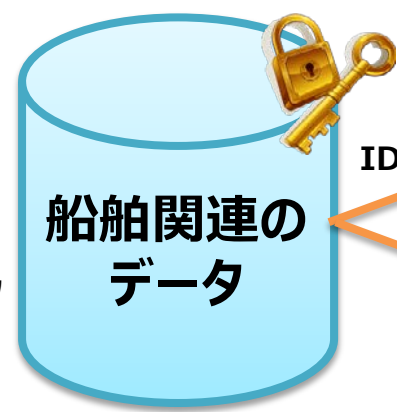
ID/パスワード管理

暗号化

専用回線



- ・船舶エンジン稼働データ
- ・船舶運行データ
- ・海上気象データ 等



船舶関連の
データ

ID/パスワード管理

暗号化等

利活用



自動車メーカー
：自動走行用



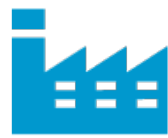
一般ユーザー
：自動走行（アップ
デートなど）



地方自治体等
：社会インフラ管理



運行管理会社
：オペレーション
システムの向上



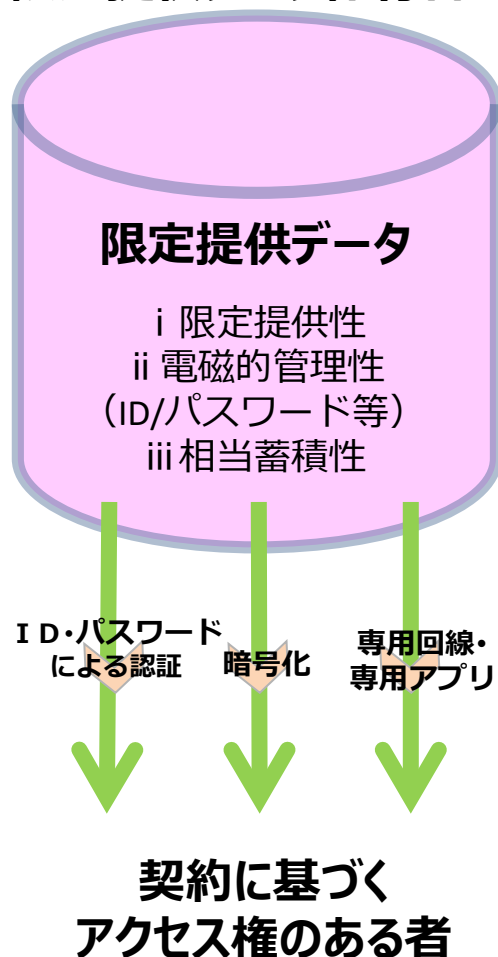
造船メーカー
：製品の改良

サービスや製品の価値向上
・
新たな事業の創出

【参考】「限定提供データ」の具体例

● 第三者提供禁止などの一定の条件の下で、データ保有者が、できるだけ多くの者に提供するために電磁的管理（ID・パスワード）を施して、提供するデータ。

限定提供データ保有者



外部提供用データ	提供者	利用方法
<u>機械稼働データ</u> (船舶のエンジン稼働データ等)	<u>データ分析事業者</u> (船会社、造船メーカー等からデータを収集)	データ分析事業者が、 <u>船舶から収集されるリアルデータを収集、分析、加工したもの</u> を造船所、船舶機器メーカー、気象会社、保険会社等に提供。提供を受けた事業者は、 <u>造船技術向上、保守点検、新たなビジネス等に役立っている。</u>
<u>車両の走行データ</u>	<u>自動車メーカー</u>	自動車メーカーが、災害時に <u>車両の走行データ</u> を公共機関に提供。公共機関は、 <u>道路状況把握等に役立っている。</u>
<u>消費動向データ</u> (小売販売等のPOS加工データ等)	<u>調査会社</u>	消費者データの収集・分析する企業が、 <u>購買データや小売店からのPOSデータを加工したもの</u> を各メーカーに提供。各メーカーは、 <u>商品開発や販売戦略に役立っている。</u>
<u>人流データ</u> (外国人観光客、イベント等)	<u>携帯電話会社</u>	携帯電話会社が、 <u>携帯電話の位置情報データ</u> を収集した人流データをイベント会社、自治体、小売等に提供。提供を受けた事業者等は、 <u>イベントの際の交通渋滞緩和や、外国人向けの観光ビジネス等に役立っている。</u>
<u>裁判の判例データベース</u>	<u>法律情報提供事業者</u>	判例データベース提供事業者が、 <u>自社で編集を加えた判例データベース</u> を研究者や学生に提供。研究者や学生は、 <u>研究活動等に利用している。</u>

【参考】データの不正使用等に対する主な法制度

- データの不正使用に関する現行の法制度としては、著作権法、特許法、不正競争防止法（営業秘密）、民法（不法行為、契約）などがある。しかし、保護客体が限定的であったり、救済措置が十分でないといった問題がある。

	要件		民事措置		刑事措置	限定提供データとの比較
	保護されるデータ	不正行為	差止め	損害賠償	懲役/罰金	
データベース著作物 (著作権法第12条の2第1項)	データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって 創作性を有するもの	権利者の許諾のない複製等 (態様の悪性は問わない)	○		○	創作性がないデータ（工場の稼働データ等）は保護されない
特許を受けた発明 (特許法第2条第1項、第29条)	①自然法則を利用した 技術的思想の創作 のうち高度のもの ②特許を受けたもの	権利者の許諾のない実施等 (態様の悪性は問わない)	○		○	
営業秘密 (不正競争防止法第2条第1項第4号～第10号)	① 秘密管理性 ② 非公知性 ③ 有用性	不正取得・不正使用等 (悪質な行為を列挙)	○		○	
限定提供データ (不正競争防止法第2条第1項第11号～第16号(新設))	①限定提供性 ②電磁的管理性 ③相当蓄積性	不正取得・不正使用等 (悪質な行為を列挙)	○		×	—
不法行為 (民法第709条)	データ一般	故意/過失による権利侵害行為	×	○	×	原則として差止めができない
契約(債務不履行) (民法第415条)	データ一般 (契約内容による)	契約違反行為	○ (ただし契約当事者のみ)		×	契約当事者以外に適用できない

3-3. 「限定提供データ」に係る不正取得・使用・開示の行為図

(第2条第1項第11号~16号、第2条第7項、第19条第1項第8号)

- 契約に基づく自由な取引を前提とし、通常の正当な事業活動を阻害しない範囲で、**悪質性の高い、不正取得・不正使用等**への救済措置として、**必要最小限の民事措置**（差止請求、損害賠償額の推定等）を導入。

限定提供データ
保有者 A

アクセス権のない者 B

第11号

不正競争行為の対象 (赤色) / 不正競争行為の対象外 (青色)

機械データ
商業データ

第2条第7項
「**限定提供データ**」
i 限定提供性
ii 電磁的管理性 (ID/パスワード等)
iii 相当蓄積性

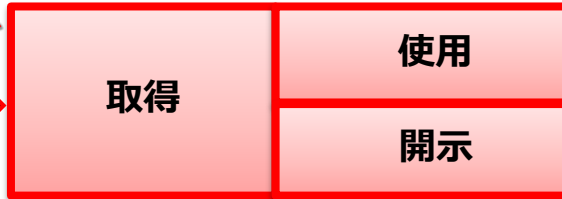
※オープンなデータと同一の場合は除く。

第19条第1項第8号ロ (適用除外)

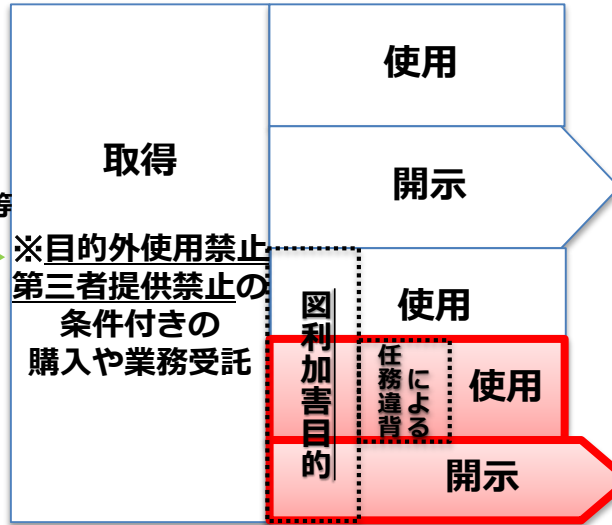
部素材・物質等データ
工場データ
行動・生活データ

不正アクセス、詐欺等

ライセンス契約、業務委託契約等



アクセス権のある者 C
(データ購入者、業務委託先、コンソーシアム内の企業等)



第14号

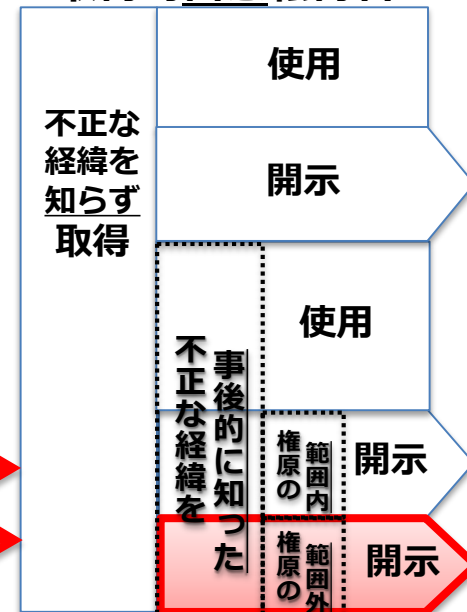
取得時悪意転得者 D



第12号 (Bからの取得)
第15号 (Cからの取得)

※「不正な経緯」とは、Bの不正取得行為又はCの不正開示行為を指す。

取得時善意転得者 E



第19条第1項第8号イ (適用除外)

第13号 (Bからの取得)
第16号 (Cからの取得)

※「権原の範囲」とは、Eが取得に係るBやCとの契約等において、開示を許された範囲。

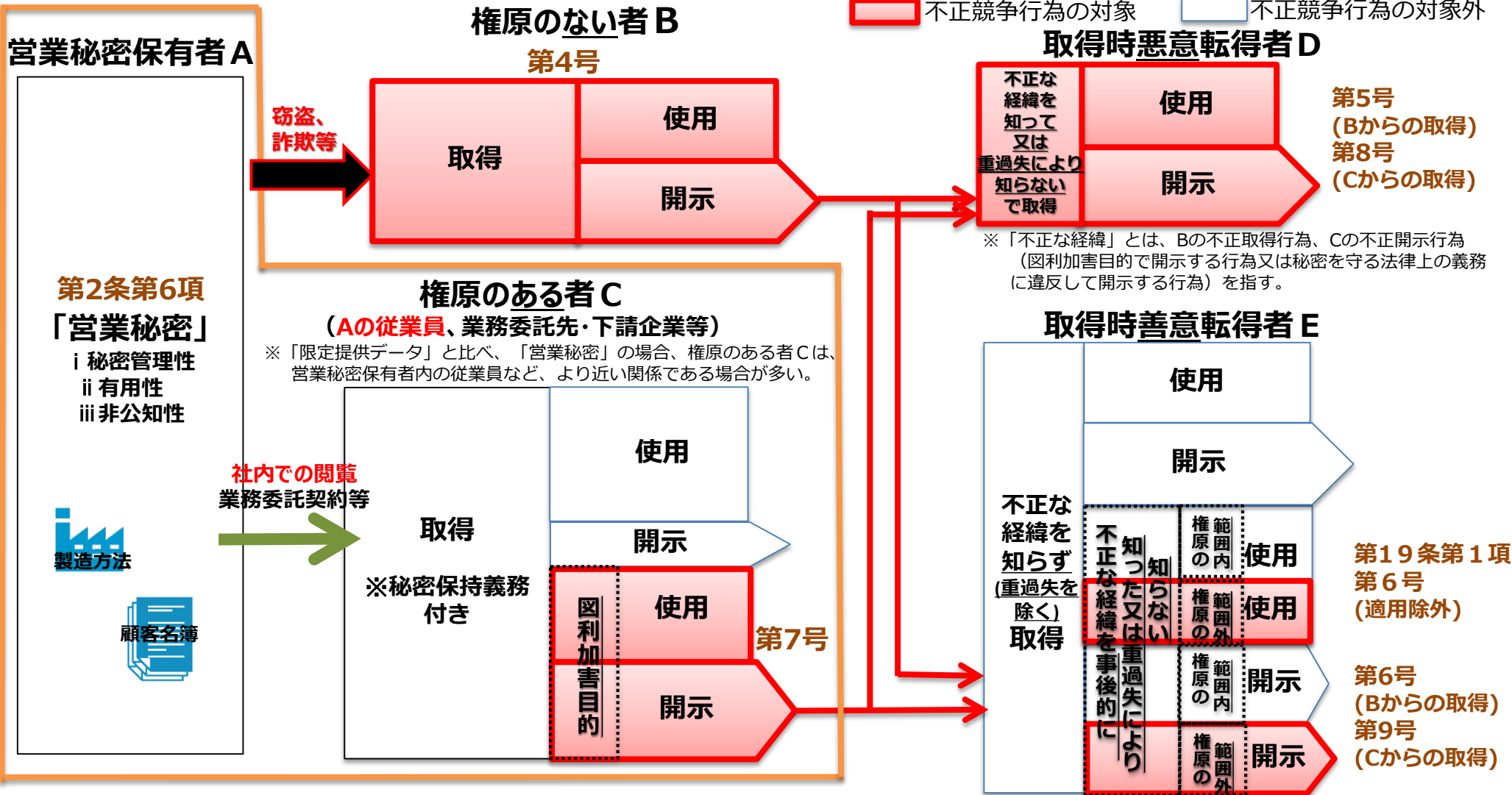
※不正使用行為によって生じた物の取扱い

データの不正使用により生じた物 (物品、AI学習済みプログラム等) の譲渡等の行為は、**対象としない**。

【参考】「営業秘密」に係る不正取得・使用・開示の行為図

(第2条第1項第4号～10号、第2条第6項、第19条第1項第6号)

- 営業秘密に対する不正利用・不正使用等への救済措置として、民事措置（差止請求、損害賠償額の推定等）を導入済。



※不正使用行為によって生じた物の取扱い
営業秘密の不正使用により生じた物の譲渡等も、対象とする。(第10号)

※「権原の範囲」とは、Eが取得に係るBやCとの契約等において、使用若しくは開示を許された範囲。

【参考】「営業秘密」と「限定提供データ」の客体と対象行為の比較

	営業秘密		限定提供データ
客体	要件	秘密管理性、有用性、非公知性	限定提供性、電磁的管理性、相当蓄積性
	除外規定	—	秘密として管理されているものを除く
		—	オープンなデータと同一のものを除く
外部者 (権原のない者)	窃取、詐欺等の不正な手段による取得行為 不正取得後の使用行為 不正取得後の開示行為		
正当取得者 (権原のある者)	—	不正な利益を得る目的または損害を加える目的(図利加害目的)での使用行為	図利加害目的かつ、横領・背任に相当する態様での使用行為
	図利加害目的での開示行為		
転得者 (取得時悪意)	不正な経緯について、知って(悪意) または重過失による取得行為		不正な経緯について、知って(悪意)による取得行為
	不正取得後の使用行為		
	不正取得後の開示行為		
転得者 (取得時善意)	—	不正な経緯を知った後、または重過失により知らなかった場合における、取引時の権原の範囲外の使用行為	—
	不正な経緯を知った後、または重過失により知らなかった場合における、取引時の権原の範囲外の開示行為		不正な経緯を知った後、取引時の権原の範囲外の開示行為
侵害品	営業秘密の不正使用により生じた物の譲渡行為		—

【参考】不正競争防止に関するガイドライン素案策定WGについて

- 「不正競争防止に関するガイドライン素案策定WG」を、平成29年12月より開催。
- 改正法の施行までにガイドラインを策定・公表する（公表前に、パブリックコメントを実施予定）。

【主な検討事項】

- (1) 保護対象となるデータの客体要件
- (2) 規制の対象外となる
「オープンなデータと同一の範囲」
- (3) 「技術的管理」を破る行為の態様
- (4) 正当取得者の行為における「図利加害目的」
- (5) 事後的悪意に転じた転得者の行為における
規制対象外となる「取引の権原の範囲」

等

【議事等の公開について】

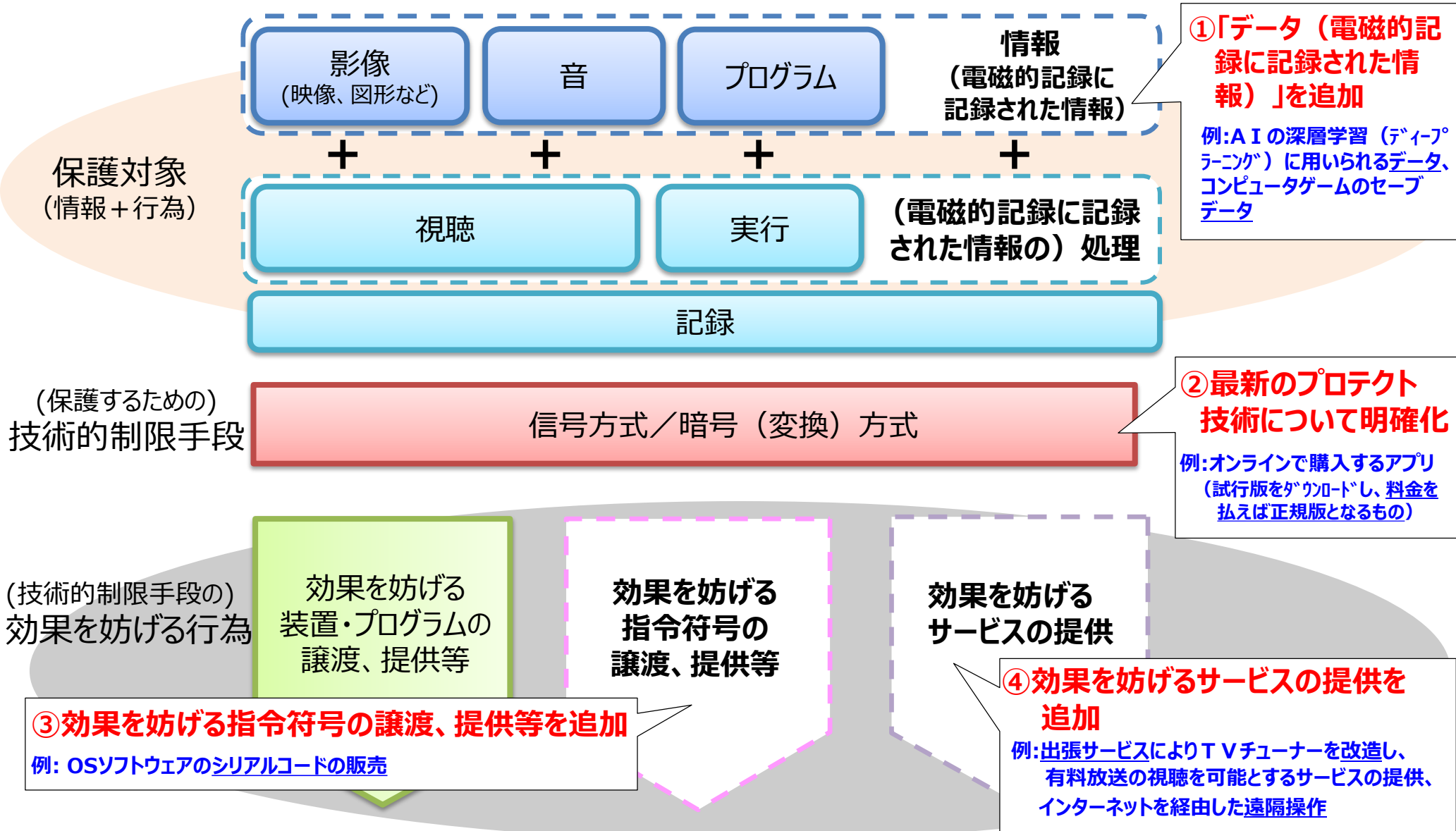
議事の内容は、議事次第と委員名簿を除き原則非公開であり、会議参加者には守秘を求める。

【委員】（敬称略）

田村 善之	北海道大学大学院 法学研究科 教授（主査）
浅井 俊雄	日本電気株式会社 知的財産本部 主席主幹
池村 治	日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会委員 味の素株式会社 理事 知的財産部長
岡村 久道	京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士
奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
杉村 純子	日本弁理士会 第4次産業革命対応ワーキンググループ 座長 プロメテ国際特許事務所 代表弁理士
竹市 博美	トヨタ自動車株式会社 東京技術部 主幹（知的財産部兼務）
西田 亮正	株式会社シップデータセンター 事務受託弁護士 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
野口 祐子	グーグル合同会社 執行役員 法務部長、弁護士
春田 雄一	日本労働組合総連合会 経済政策局長
三好 豊	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
渡部 俊也	東京大学政策ビジョン研究センター 教授

4 - 1. 技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化の概要

(第2条第1項第17号・18号、第2条第8項、第19条第1項第9号)



※使用行為そのものについては、不正競争防止法の違反とはならない。ただし、他法令の違反に該当する場合はある。

【参考】技術的制限手段等について

技術的制限手段とは (旧法第2条第7項)

★音楽・映画・写真・ゲーム等のコンテンツの無断コピーや無断視聴を防止するための技術

▶コピーコントロール技術 (=複製を制限)

○コンテンツに信号を付して、コピーを制限 (SCMS、CGMS)

○コピーしようすると、真正データを伝送せず、雑音を入れる (不完全なコピー作成 ; マクロビジョン)

▶アクセスコントロール技術 (=視聴や実行を制限)

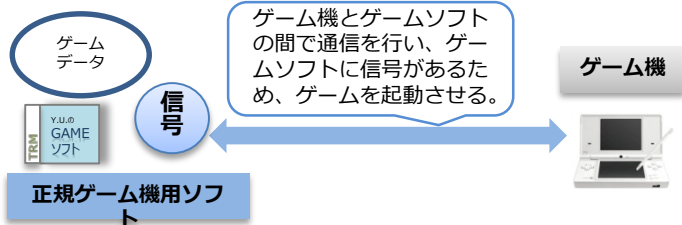
○コンテンツ自体を暗号化して、契約者以外の視聴を制限 (WOWOW等のスクランブル放送)

旧法において、技術的制限手段により視聴や記録、複製が制限されているコンテンツの視聴や記録、複製を可能にする (技術的制限手段の効果を無効化する) 一定の**装置又はプログラムを譲渡等する行為を規制**。

技術的制限手段の例

無効化装置の例

コンテンツに
信号を付すタイプ
(信号方式)



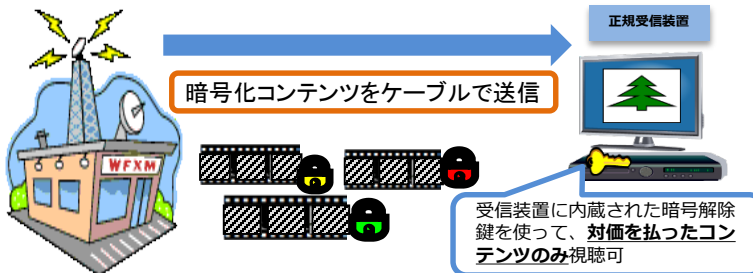
◆マジックコンピューター (マジコン) による無効化

海賊版DS用ROMの一種であり、正規DS用ROMにしか入っていないはずの「信号」を有しているため、マジコンをDSに装着して、ゲームを起動させる

◆SCMS (シリアルコピーマネジメントシステム) 方式の無効化

CDからMDに録音する際に付加される複製制限信号を除去して、MDからさらに複製ができるようにする

コンテンツ自体を暗号化するタイプ
(暗号方式)



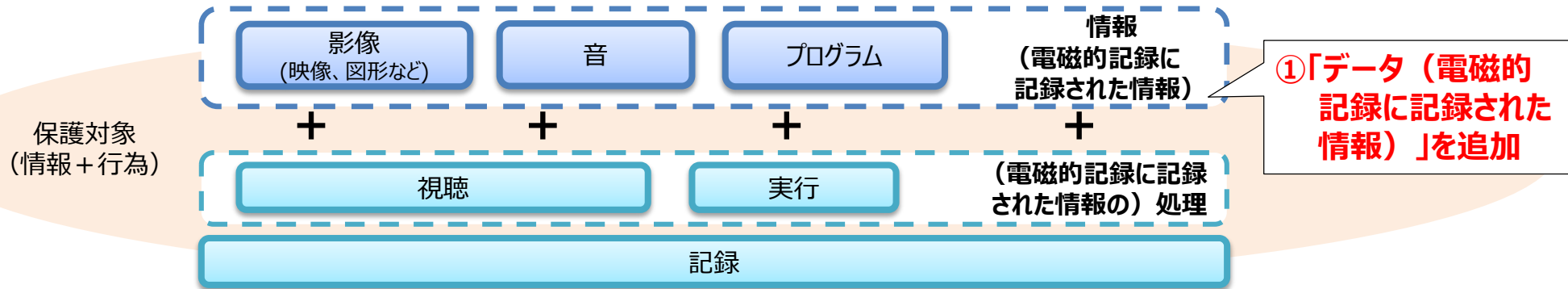
◆衛星放送の無効化

衛星放送画像の暗号を解読 (暗号化された画像情報を復号) し、視聴できるようにする

◆DVDのCSS (コンテンツスクランブルシステム) の無効化

DVD画像の暗号を解読 (暗号化された画像情報を復号) し、視聴できるようにする

4-2. 技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化



①「データ (電磁的記録に記録された情報)」を追加

「技術的制限手段」とは、映像、音、プログラムの視聴、実行等を制限する手段

- ・「映像」…映像、文字、図形など、人が視覚により感知するもの
- ・「音」…音楽、音響など、人が聴覚により感知するもの
- ・「プログラム」…電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの

【改正内容】

人が視覚・聴覚で感知できない「データ」は、同様のプロテクト技術が施されていても、旧法における保護対象に該当しなかった。今回、技術的制限手段による保護対象として、**情報 (電磁的記録に記録されたものに限る。)** の処理及び記録を追加

【「データ (電磁的記録に記録された情報)」の具体例】

- ・AIの深層学習 (ディープラーニング) に用いられるデータ
- ・コンピューターゲームのセーブデータ

②最新のプロテクト技術について明確化

【改正内容】

旧法第2条第7項における「**映像、音若しくはプログラムとともに**」の解釈に関して、特定の反応をする信号をコンテンツ等の記録・送信と同時に「行わなければならないとの誤解を生じさせ、アクティベーション (※) 等による方式が「技術的制限手段」に含まれることが不明確との意見もあり、明確化のために「**映像、音若しくはプログラムとともに**」を削除

※課金を支払って正規に取得したシリアル番号の入力等により、正規のライセンスを保持していることを認証処理し、利用可能にする方式

【アクティベーション方式が活用されている具体例】

- ・PCソフトウェアやスマートフォンアプリの試用版を製品版へとする際のオンライン認証
- ・来場者に限定提供されるゲームソフトコンテンツのダウンロード

4 - 2. 技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化

近年、技術的制限手段を施して、コンテンツ・プログラムや情報等の流通を行うビジネスモデルが増える中、当該手段の効果を妨げる行為の手法やその技術等の提供の形態も多様化している。

技術的制限手段の効果を妨げる行為

効果を妨げる装置・プログラムの譲渡、提供等

③ 効果を妨げる指令符号の譲渡、提供等を追加

【改正内容】

技術的制限手段の効果を妨げる機能を有する指令符号(※)を提供する行為を「不正競争」行為に追加

※旧法では、シリアルコード等の電子計算機に対する指令としての符号の提供等は「不正競争」行為に該当しない。

【具体例】

- ・ソフトウェア認証コードのネットオークション販売
- ・不正に得たシリアルコードをインターネットに掲載

④ 効果を妨げるサービスの提供を追加

【改正内容】

利用者に代わって技術的制限手段の効果を妨げる役務の提供を「不正競争」行為に追加

【具体例】

- ・セーブデータを改造するためにプロテクト破りを代行するサービスの提供
- ・不正アクティベートを施したソフトウェアを内蔵するPCを提供するために、不正にアクティベートする行為

適用除外／正当な目的で行う行為

● 適用除外

「技術的制限手段」の効果を妨げる装置等の提供等の適用除外と同様に、**試験研究目的での役務の提供及び指令符号の提供等については、適用除外**とした。

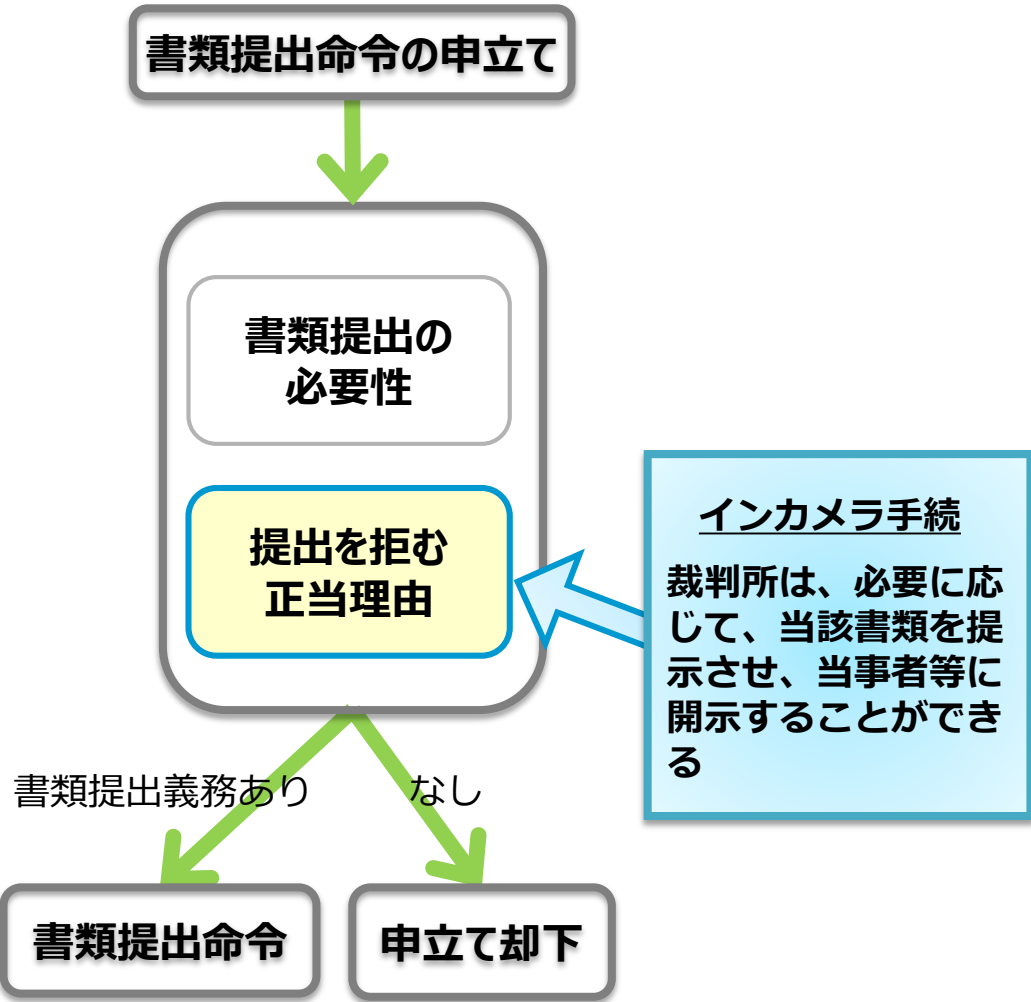
● 正当な目的で行う行為

セキュリティ対策等、情報の保有者のために正当な目的で行う行為については、法第3条及び第4条で規定する**営業上の利益の侵害に当たらない。また、刑事措置の対象ともならない。**

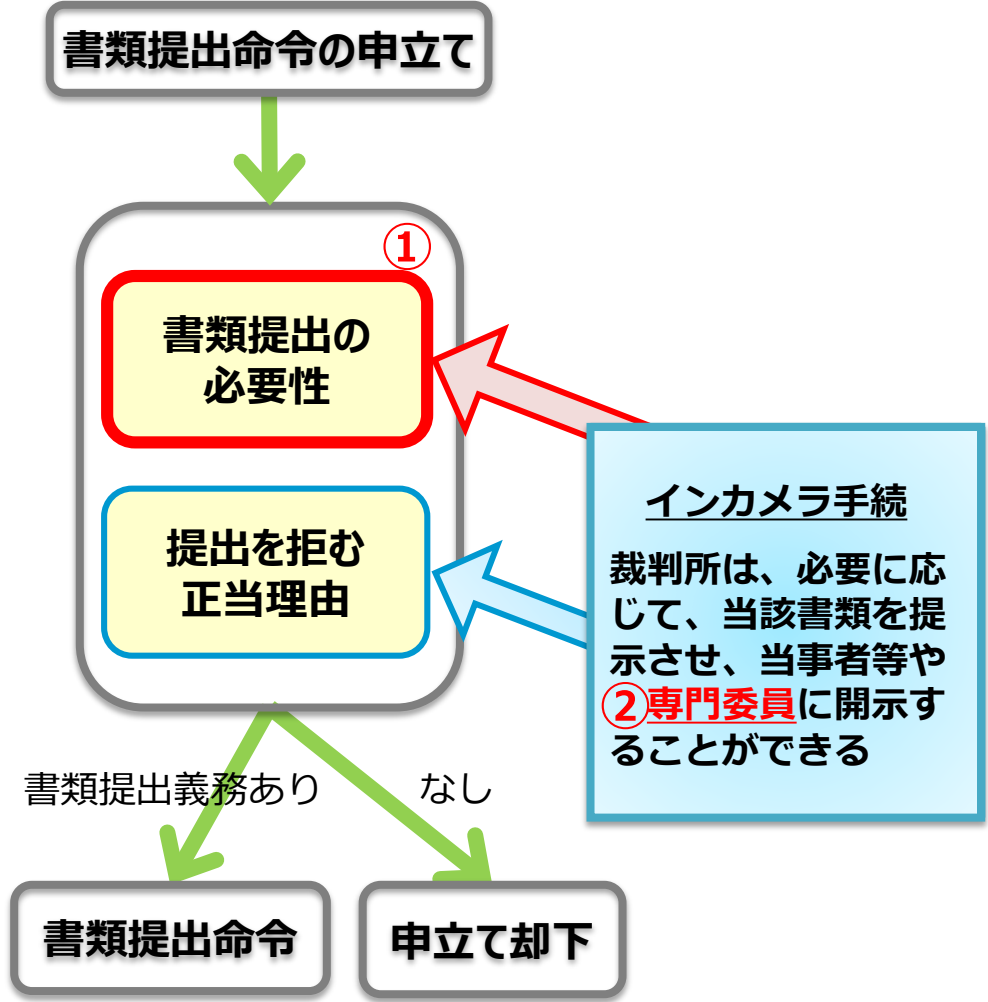
5. 証拠収集手続きの強化 (第7条)

- 裁判における証拠収集手続きが適切に行われるよう、①インカメラ手続（書類提出命令の判断を行う際に裁判官のみが書類を見て行う手続）を**書類提出の必要性の判断**にも利用できるようにし（対象の拡充）、かつ、②インカメラ手続への**専門委員の関与**を可能にした（内容の充実）。

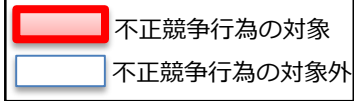
【改正前】



【改正後】



6. 施行日と経過措置について

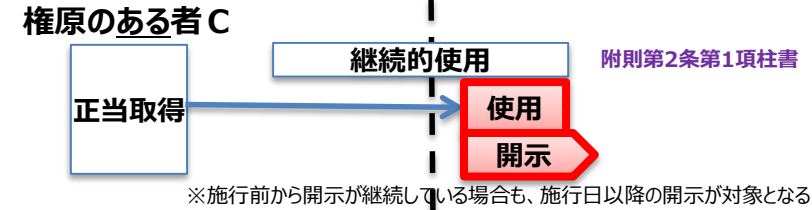


「限定提供データ」に係る経過措置

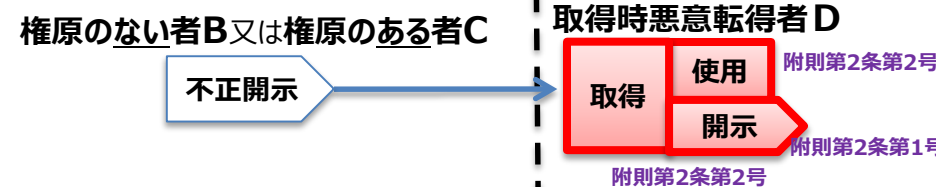
【不正取得類型】 第2条第1項第11号



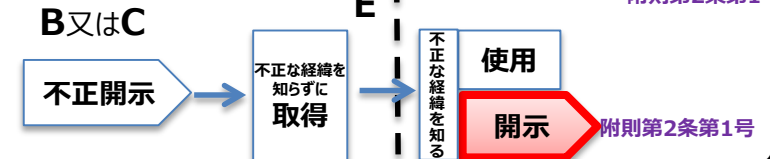
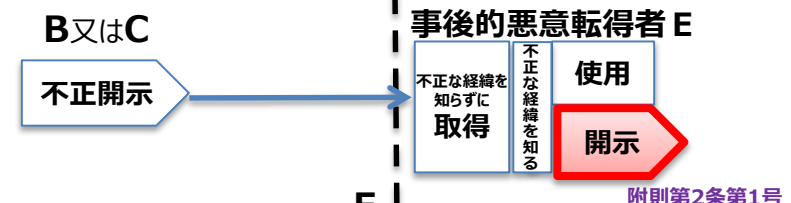
【信義則違反類型】 第2条第1項第14号



【取得時悪意転得類型】 第2条第1項第12号、第15号



【事後的悪意転得類型】 第2条第1項第13号、第16号



※施行前に悪意になった場合も、施行日以降の開示のみが対象となる

① 「限定提供データ」に係る事項

(第2条第1項第11号～16号、第7項、第5条第1項～第4項、第15条第2項、第19条第1項第8号)

【施行日】平成31年7月1日

【経過措置】右図参照(○:適用あり、×:適用なし)

- × 施行前に開始した14号の不正使用行為の継続
- × 施行前に行われた不正取得行為・不正開示行為に係る、施行後に行われる11～13号、15号、16号の行為(ただし以下の行為を除く)

- 施行後に行われる不正開示行為
- 施行後に行われる不正取得行為と、それに続く不正使用行為

② 「技術的制限手段」に係る事項

(第2条第1項第17号・第18号、第8項、第19条第1項第9号)

【施行日】平成30年11月29日

【経過措置】なし

③ 証拠収集手続きの強化に係る事項

(第7条第2項～第5項)

【施行日】平成31年7月1日

【経過措置】なし

平成以降の主な法律改正

- 平成 2(1990)年 G A T T・ウルグアイラウンド交渉を先取りし、「営業秘密」に係る不正行為を不正競争行為として追加(1991.6.15施行)
- 平成 5(1993)年 全面改正 (①ひらがな化、②法目的の明記、③不正競争行為の類型拡充 (著名表示冒用行為・商品形態模倣行為)、④損害賠償額の推定規定の新設、⑤法人重課規定の創設 等) (1994.5.1施行)
- 平成10(1998)年 O E C D外国公務員贈賄防止条約の実施のため、外国公務員贈賄罪を規定(1999.2.15施行)
- 平成11(1999)年 デジタルコンテンツ保護の観点から、「技術的制限手段」に係る不正行為を不正競争行為として追加 (1999.10.1施行)
- 平成13(2001)年 ①ドメイン名に係る不正行為を不正競争行為として追加、②外国公務員贈賄罪について規制対象の拡大 (2001.12.25施行)
- 平成15(2003)年 「知的財産戦略大綱」(2002年7月)における指摘事項の実施のため①営業秘密の刑事的保護の導入、②民事的救済措置の強化、③ネットワーク化への対応(2004.1.1施行)
- 平成16(2004)年 ①外国公務員贈賄罪について国外犯も処罰の対象に追加(2005.1.1施行)
②営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化 (秘密保持命令の導入、営業秘密が問題となる訴訟における公開停止の要件・手続の整備等) (裁判所法等の一部を改正する法律) (2005.4.1施行)
- 平成17(2005)年 営業秘密の保護強化、模倣品・海賊版対策の強化、罰則の強化、条番号の整序(2005.11.1施行)
→周知表示の混同惹起行為となる商品等の税関での輸入差止制度の導入 (関税定率法の一部改正)
- 平成18(2006)年 営業秘密、秘密保持命令違反罪に係る刑事罰の強化、商品形態模倣行為の刑事罰の強化 (2007.1.1施行)
→不正競争防止法違反物品の税関での輸出差止制度の導入 (関税法の一部改正) (2007.1.1施行)
- 平成21(2009)年 営業秘密侵害罪に係る刑事罰の強化 (①営業秘密を不当に保有し続ける行為 (領得行為) についても処罰対象に追加、②目的要件の拡大 (不正の競争の目的→図利・加害の目的に変更) 等) (2010.7.1施行)
- 平成23(2011)年 ①営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備 (秘匿決定、呼称等の決定、公判期日外での証人尋問等)、②技術的制限手段に係る規律の強化 (規制対象装置の範囲の拡大、刑事罰の導入、税関での輸出入差止制度の対象(関税法の一部改正)) (2011.12.1施行)
- 平成27(2015)年 ①営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上 (法定刑の引上げ、非親告罪化、不正使用の推定規定、営業秘密侵害品の譲渡行為等の規制)、②営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備 (未遂処罰、転得者処罰、国外犯処罰の範囲拡大) (2016.1.1施行 (除斥期間の延長に関する部分のみ2015.7.10施行))
- 平成28(2016)年 営業秘密侵害品の税関での輸出入差止制度の導入 (関税法の一部改正) (2016.6.1施行)
- 平成30(2018)年 ①「限定提供データ」に係る不正行為を不正競争行為として追加 (2019.7.1施行)、
②技術的制限手段に係る規律強化 (2018.11.29施行)、③証拠収集手続の強化 (2019.7.1施行)

平成30年改正について詳しくご覧になりたい方は、下記経済産業省HPをご確認ください。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_archive.html#h30

不正競争防止法に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL：03-3501-3752

E-mail：chitekizaisan@meti.go.jp